

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法の一部を改正する法律案要綱

1 題名

題名を「特定船舶に係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法」に改める。
(題名関係)

2 趣旨

この法律は、相互保険組合所在国等により講じられる指定国産原油を輸送するタンカー等に係る保険契約についての再保険の引受けを禁止する措置により、特定船舶について保障契約の締結等が困難となることに対応して、特定船舶所有者との間で特定賠償義務履行担保契約を締結する者に対し、当該特定賠償義務履行担保契約の義務の履行として支払われる金銭の額に相当する金額の交付金を政府が交付する制度を設ける等の特別の措置について定めるものとする。(第一条関係)

3 定義

- (1) 船主責任相互保険組合に相当する外国の組合（船主責任相互保険組合が加入する国際団体（船舶について締結される保険契約に係る再保険契約を引き受けているものに限る。）に加入しているものに限る。）を「外国相互保険組合」と定義するとともに、外国相互保険組合の主たる事務所が所在する国又は地域を「相互保険組合所在国」と定義する。(第二条第一号、第二号関係)
- (2) 相互保険組合所在国等により講じられる措置により、その国又は地域を原産地又は船積地とする貨物を輸送する船舶に係る保険契約についての再保険の引受けが禁止される国又は地域であって、当該貨物（原油、液化天然ガス及び特定石油製品に限る。）ごとに政令で指定するものを「指定国」と定義する。(第二条第三号関係)
- (3) 石油製品であって、国民の生存に必要不可欠な又は広く国民生活若しくは経済活動が依拠しているものであり、かつ、海上運送による輸入に依存し、又は依存することが見込まれるものとして政令で定めるものを「特定石油製品」と定義する。(第二条第四号関係)
- (4) 原油に係る指定国を原産地とする原油を含む原油又は特定石油製品に係る指定国を船積地とする特定石油製品を含む石油製品の我が国への輸送の用に供するタンカー（我が国においてのみ原油又は石油製品の取卸しをするものに限る。）を「特定タンカー」と、液化天然ガスに係る指定国を船積地とする液化天然ガスを含む液化天然ガスの我が国への輸送の用に供する一般船舶（我が国においてのみ液化天然ガスの取卸しをするものに限る。）を「特定液化天然ガス輸送船」と、特定石油製品に係る指定国を船積地とする特定石油製品を含む石油製品の我が国への輸送の用に供する一般船舶（我が国においてのみ石油製品の取卸しをするものに限る。）を「特定石油製品輸送船」と定義するとともに、特定タンカー、特定液化天然ガス輸送船及び特定石油製品輸送船を「特定船舶」と定義する。(第二条第十号～第十三号関係)
- (5) 特定船舶の船舶所有者（特定船舶の船舶賃借人その他の国土交通省令で定める者であって、特定船舶の船舶所有者と共同で特定損害保険契約の被保険者となってい

るものを含む。)を「特定船舶所有者」と定義する。(第二条第十五号関係)

4 特定保険者交付金交付契約の対象となる船舶の範囲の拡大

- (1) 特定賠償義務履行担保契約は、特定損害保険契約の保険者がその被保険者である特定船舶所有者との間で特定船舶ごとに締結する契約であって、特定船舶所有者が特定損害の賠償の責任を負う場合等において特定損害等についてその賠償の義務の履行等を担保するものであるものとする。(第二条第二十二号関係)
- (2) 政府は、特定賠償義務履行担保契約を締結している特定船舶所有者を相手方として、特定船舶ごとに、特定保険者交付金交付契約を締結することができることとする。(第三条第一項関係)

5 納付金の金額

納付金の金額を、一年当たり、タンカー、液化天然ガスを輸送する一般船舶又は特定石油製品を輸送する一般船舶の別ごとに、これらの船舶に係る保険契約の保険料の金額の国際的な水準を勘案して政令で定める金額とする。(第五条関係)

6 その他

その他所要の改正を行う。

7 附則

- (1) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(附則第一条関係)
- (2) 令和八年度における特定保険者交付金交付契約の締結の限度を設ける。(附則第二条関係)
- (3) この法律による改正後の規定の施行状況に関する検討規定を設ける。(附則第三条関係)
- (4) その他所要の改正を行う。(附則第四条関係)